フランスにおける「現在の音楽」に対する音楽政策

The Public policy for "current music" in France

永島 茜

NAGASHIMA, Akane

武庫川女子大学 学校教育センター紀要 第7号 2022年

フランスにおける「現在の音楽」に対する音楽政策

The Public policy for "current music" in France

永島 茜*

NAGASHIMA, Akane*

要旨

フランスは、革命以前の王家による統治時代から芸術を愛好するだけではなく、政治的な場面で活用し、現在に至るまで時の権力者が関与(コントロール)してきた傾向にある。現代でも、フランスといえば、ルーブル美術館やパリ・オペラ座など、華麗な芸術文化の中心地であるイメージが持たれている。当然それらフランスを象徴するような対象には注力しているが、実は、一見フランスを象徴すると思われないようなジャンルも、文化政策の対象となっているのである。本稿では、音楽分野を中心として、政策対象となる概念である「現在の音楽」と呼ばれる領域に対する音楽政策を検討する。「現在の音楽」は、オーケストラやオペラなどの芸術音楽以外のジャンルを包括する呼称である。社会的課題の解決と密接な関係にあり、これからの文化を創造する目的のために、音楽政策の対象として設けられている。本稿では、これらの最近の動向を明らかにするとともに、社会的課題の解決などと結びついた音楽政策の在り方を考察する。

キーワード: フランス, 音楽政策, 現在の音楽, 社会的課題と音楽, 文化政策

Music policy in France, cultural policy in France, current music policy

はじめに

本研究では、フランスの音楽政策のなかでも、とりわけ「現在の音楽(musiques actuelles)」を対象として、その変遷や現状を中心に、また 2020 年に発足した「国立音楽センター(centre national de la musique)」が設置されるまでの過程を述べる。

フランスは、国や地方公共団体が主導して積極的に文化芸術の領域に関与する歴史があるものの、 今回取り上げる「現在の音楽」領域は、フランスの音楽政策において、比較的新しい対象である。文 化政策については、政府による関与を評価するものから、フュマロリのように批判的な意見も呈され るが、そこには「芸術」と「文化」という本来異質なものが、文化政策として一括りにされている背 景も考えられる。藤井慎太郎は、芸術政策における「非民主的である芸術の伝統を、民主主義の枠の 中でいかにして擁護することが可能なのか。そこに簡単には解決し得ない大きな矛盾があるからこそ、 その矛盾が原動力となって、芸術政策から区別される文化政策を生み出した」と指摘し、現在の「文 化政策は芸術と文化を取り巻く環境の整備」であると言う。

これを音楽政策の枠組みで見ると、カトリックの典礼から宮廷、そしてブルジョワ社会に至るまで、時の権力者とともにあった音楽(=musique savante「教養音楽」)は、どちらかといえば非民主的である芸術の伝統に位置する。他方、今回対象とする「現在の音楽」領域は、社会的排除への対策、多様な価値の認知、若者の雇用対策などが政策の目的に盛り込まれており、更に国と地方の関係性や地方活性なども関連付けられる。つまり、総合的な地域環境整備の枠組みに、音楽領域として関与しているのである。

その一方で、現在の音楽に含まれるジャンルは、ロックやラップなどは、歌詞などが政府にとって

^{*} 応用音楽学科准教授

は不都合な内容を含む場合もあり、軋轢を生じる領域であることは認識しておかねばならない。こうした背景を踏まえて、フランス政府による現在の音楽に対する政策と施策について検討する。

日本の音楽政策との接点を考えると、普遍的な芸術性の追求が求められる一方で、地域振興や社会的 課題の解決などへの有効性が期待されている面もある。フランスの事例を検討することで、これから の文化行政の在り方や可能性などに示唆が得られるものと考えられる。なお、フランスの文化関係の 省庁は、時期によって名称が変化するが、本研究では、文化省および文化大臣とする。

1. 「現在の音楽」政策に関する主な言説

フランスの音楽政策に関する論考として、フランスにおいて書籍として出版されているものを対象 として紹介する。

- ① SCHNEIDER, Michel. "La comédie de la culture" Seuil,1993.
- シュネデルは、1988 年から 1991 年まで、第 2 次ロカール内閣時代に文化省の音楽舞踊部門長をしていた経験をもとに、芸術の価値を置き去りにした大衆迎合的な文化政策に対して、懐疑的な立場を取っている。
- ② VEITL, Anne. et DUCHEMIN, Noémi. "Maurice Fleuret : une politique démocratique de la musique", La documentation Française, 2003.

ヴェイティルは、ircam などの現代音楽政策に対する研究が専門で、本研究はデュシュマンとの共著である。ジャック・ラング文化大臣時代の音楽部門長モーリス・フルーレの業績を中心に追い、事実を中心として比較的肯定的に捉えている。

③ BRANDL, Emmanuel. "L'ambivalence du rock : entre subversion et subvention, une enquête sur l'institutionnalisation des musiques populaires", L'Harmattan, 2009.

ロックを中心とした現在の音楽に関する領域が、政策対象となり制度化していく過程で、それらの音楽が本来有する秩序や価値の転覆と、公権力から助成を受けて制度化されることによる両価性に対して社会学的に考察している。「現在の音楽」に括られる様々なジャンルのうち、ロック音楽の場は、最も業界として管理が行き届いている一方で、政府による関与と距離をおいていることを指摘する。

④ VICHERAT, Mathias. "pour une analyse textuelle de RAP français" L'Harmattan, 2007. フランスにおいて、ラップは、そのリリック(歌詞)が検閲により禁止されるなど、音楽政策の対象として、政府としては最も注意を要する領域である。本研究は、リリックの分析から期待や不安を読み取ろうとする試みである。フランス・ラップのアーティストの活動については、日本では陣野俊史の書籍に詳しい。

2. 「現在の音楽」という考え方

2-1. 教養音楽を除く音楽

フランスの音楽政策において今日では、「現在の音楽」という政策対象領域は定着している。これは、音楽的な内容を反映するジャンルではなく、西洋の体系的な音楽理論に立脚する教養音楽(musique savante)以外の音楽をまとめて「現在の音楽」と呼称している。

1980年代に新しい音楽政策の対象として例示されたのは、ジャズやロック、また歌謡曲(ヴァラエティー音楽)といった個別の音楽ジャンルであった。「現在の音楽」という呼称自体は、1970年代末に、練習スタジオを借りる時などに、活動内容として「ポップ」や、「ロック」と言うと印象が良くなかったため、いわば便宜的に使われた用語であったらしい。

1982年に新しい音楽政策の方針が示されたころから、その対応や論考において、新しい政策対象となった音楽をまとめて、「アンプ音楽(musiques amplifiées)」や「即興音楽(musique improvisée)」と呼称される場合が多かった。フランス南部の都市アジャンで「現在の音楽」を専門とするアソシアシオン「フロリダ」によって開催された国民的会議では、多くの地方自治体関係者などが出席して支援の必要性が議論された際も、「公共政策とアンプ音楽(politiques publiques et musiques amplifiées)」とのタイトルが使われている。

このように当初想定していた対象ジャンルは、ジャズ、ロック、歌謡曲(フランス語では variétés)などで、教養音楽と比べて、電気(アンプ)を使うかどうかが大きな違いになる。けれども、伝統音楽や世界の音楽など、次第に対象ジャンルが追加されるに伴って、教養音楽以外という消去法になったと考えられる。これらから邦訳としては、その指し示す意味から「今日の音楽」「現在的な音楽」「多様な音楽」なども考慮する余地が残され、今後もより相応しい邦訳を探っていきたい。ちなみに、教養音楽は単数形であるのに対し、「アンプ音楽」や「現在の音楽」という場合は、複数形で表わされる。これは多数のジャンルを総合していることを反映している。

2-2. ヴァリエテ (variété) の指し示す内容

現在の音楽と類似する概念として、「ヴァリエテ (ヴァラエティー)」という語もしばしば登場する。 邦訳にあたり、本稿では歌謡曲としているが、フランスでは、気晴らしのための商業音楽であり、 musique savante と言われるクラシック音楽などの教養音楽に相対するものと位置づけられている。 例えば、2002年に設立され、国立音楽センターに統合された「歌謡曲、ポピュラー音楽、ジャズ国立 センター (CNV)」においても、ヴァリエテという語が用いられている。2004年の政令「スペクタク ルの枠組みについて(Décret n°2004-117 du 4 février 2004 relatif aux catégories de spectacles)」第 1条で、同センターが徴収する「現在の音楽」に関する目的税の課税対象となる範囲を定めるために、 ヴァリエテを下記のように規定している。

「スペクタクルの枠組みについて (Décret n°2004·117 du 4 février 2004 relatif aux catégories de spectacles)」

- 1. 伝統音楽に関するものを除き、ジャズ、ロック、電子音楽、世界の音楽のツアー、コンサート及び実演(スペクタクル)。
- 2. 歌、ダンス、視覚的なアトラクションのような変化にとんだ一連の作品であるキャバレーや複合的な実演。
- 3. 水中ないしは氷上の実演。
- 4. 交代不可能な一人或いは複数のアーティストによる、スケッチや口頭のリサイタル(ワンマンショー)の実演。
- 5. 音楽コメディーやミュージカルは、上記1、2に関連しないものとする。

これをみると、「現在の音楽」に相当する「ジャズ、ロックなどのコンサート」を基本として、キャバレーや水中、水上のスペクタクル、ワンマンショーなどが対象となっていることから、「ヴァリエテ」の範囲は、「現在の音楽」より広範囲である。「現在の音楽」が、音楽ジャンルを包括する概念であるのに対して、「ヴァリエテ」は、キャバレーなど、より商業的な要素を前面に打ち出した活動をも取り込んだ音楽的要素を含む活動を示している。それは目的税の徴収にとって、合理的な考え方である。

3. 現在の音楽に対する政策の変遷

1981 年の政権交代によって、J.ラング文化大臣が推し進める政策は新しい展開を見せ、音楽につい

ても、文化省の音楽部門長となった M.フルーレは、立て続けに目新しい施策を打ち出した。夏至に開催される「音楽の祭り」、社会現象とも言われたロック音楽への対策、国立ジャズオーケストラの創設など、新しい音楽ジャンルを対象とした施策が始まった。つまり、西洋の体系的な音楽理論に依拠するクラシカルな音楽以外のジャンルや、アマチュア活動に国のお墨付きを与えたのである。

個別ジャンルを対象とする施策を経て、新しい音楽ジャンルを対象とした音楽政策は、国民的会議「公共政策とアンプ音楽」の開催に見るように、「アンプを使用した音楽」という枠組みで議論された。 先にも見たように、その後は、より総合的な括りとして「現在の音楽」という呼称を用いて、「教養音楽(musique savante)」に対置する領域として、音楽政策の対象となっていく。

同時に、「現在の音楽」の関係者側も団結するようになり、関連団体の連盟が相次いで創設された。 ジャズ、ロック、レゲエ、民族音楽、世界の音楽など、個別のジャンルや音楽的内容は異なっていて も、「現在の音楽」という括りで関係者が団結して議論を行い、政府との交渉にあたることで、「現在 の音楽」という領域の存在が広く認識されるようになったのである。

4. 文化省における専門委員会と注目されるトピック(「現在の音楽」部門の地域協定)

4-1. 専門委員会の変遷

1998年になると文化省内に「現在の音楽」に関する政策を検討するための専門委員会が創設され、継続的に議論されるようになる。専門委員会は、「『現在の音楽』検討委員会(CNMA)」に始まり、「『現在の音楽』発展のための国民協議会(CNDMA)」2004年、「『現在の音楽』高等評議会(CSMA)」2006年と組織を若干変えながら設置された。

それぞれの委員会では、報告書の作成や、政府に対する要望を行い、現実的な施策へと結び付けてきた。具体的には、「現在の音楽」地域拠点(SMAC)の整備、「歌謡曲、ポピュラー音楽、ジャズ国立センター(CNV)」の創設、「現在の音楽」地域拠点の国による認定レーベル化などが挙げられる。「現在の音楽」地域拠点の整備事業などは、若者の雇用にも結び付いていることが指摘されている。

2018年には、「現在の音楽ワーキンググループ(GTMA)」となり、2020年に国立音楽センターが 始動した後も現在まで会合は続いている。同ワーキンググループは、現時点でも定期的に会議が開催 されている。その設置目的は、国と地方自治体の役割分担に関する新しい関係を視野に入れ、「現在の 音楽」業界が抱える構造化に関する新しい課題、つまり、技術、芸術、文化、社会、経済などの面で 文化的権利の行使に通じる変革を共同構築すること。領土的な変革で、専門家やゲストとその組織な どの各主体が結びつくこととされている。

4-2. 「現在の音楽」部門の地域協定

これまで審議された9回(2018年4回,2019年3回,2020年2回)の議題では、地方における「現在の音楽」領域と国、地域圏との協定(契約)、施策の観察と評価、「現在の音楽」領域における女性の進出、小ワークグループにおける作業などである。特に国、地域圏との協定については、3つの地域における事例報告と検討が行われ、関心の高さがうかがわれる。この契約は、成長が見込まれる部門(産業)と地域振興、産業への支援などを包括的に行うもので、「現在の音楽」部門では、業界代表機関である「国立歌謡曲、ポピュラー音楽、ジャズセンター(CNV)」(現在は国立音楽センター)、地域圏、文化省が協定を結ぶ。地域の文化振興、文化に対する権利、「現在の音楽」に対する支援などを目的として、それに適う事業を展開するために、公募した事業者に委託する。

具体事例として、国(文化省の地域圏文化事業部局 DRAC)、国立音楽センター(CNM)、オ=ド

=フランス地域圏における協定(2019年~2022年) を紹介する。まず、協定の目的として、地域圏において協議に基づく方法「現在の音楽」部門の発展及び構造化を支えること。それには、領土の均衡、男女平等、文化的権利の尊重、持続的発展を伴うことが示される。次に、地域圏、国、国立音楽センターそれぞれの役割が掲げられている。初年度予算として、三者がそれぞれ最高4万ユーロを予定している。

国は、すべての人が生涯にわたって文化にアクセスすることを推奨し、当該地域圏における「地域 現在の音楽拠点 (SMAC)」、独立したプロのアーティスト団体への支援及び教育に関して関与するこ とが規定されている。国立音楽センターは、アーティストのキャリア形成を中心とする支援、地域圏 は、2017年に策定された当該地域圏における文化政策の4つの軸をもとに、芸術的創造、生涯にわた る文化的芸術的教育を支援し、住民との地域活性などへの取り組みが記述されている。

表1 「現在の音楽」に関する専門委員会の変遷と主要な事柄

1986年	歌謡、ヴァラエティ及びジャズ支援基金の創設
1995年	国民的会議「公共政策とアンプ音楽」の第1回開催
1998年	国民的会議「公共政策とアンプ音楽」の第2回開催
1998年	文化省内に「『現在の音楽』検討委員会(CNMA)」を設置
1998年	「現在の音楽」地域拠点(SMAC)の整備に関する通達
2002年	「国立歌謡曲,ポピュラー音楽,ジャズセンター (CNV)」の創設
2004年	文化省内に「『現在の音楽』発展のための国民協議会(CNDMA)」を設置:引き継いだ「現在の音
	楽の会場ワーキンググループ (GTLIMA)」によって「現在の音楽」に対する包括的な支援策の必
	要性が提唱される/ヴァラエティ音楽に関するデクレ
2006年	文化省内に「『現在の音楽』高等評議会(CSMA)」を設置(~2011 年 9 月)/
	「協調による国及び地方の『現在の音楽』推進策(plan pour des politiques nationale et
	territoriales concertées en faveur des musiques actuelles)」の策定:CSMA において,この分野
	における公的関与の在り方を再規定
2009年	「国及び地方の協調による『現在の音楽』推進策」(2006年)をもとに、「『現在の音楽の場』発展
	指針(SOLIMA)」を策定;国・地方公共団体・関係者の連携体制を規定
2010年	レーベル及び関係網に関する通達(Circulaire labels et réseaux du 31 août 2010)
2011年	「『現在の音楽』地域拠点(SMAC)のための計画(plan en faveur des scenes de musiques
	actuelles, plan SMAC)」の策定/CNM が構想される
2013年	文化的発展のための地方自治体会議(Conseil des Collectivités Territoriales pour le
	Développement Culturel, CCTDC)において、「『現在の音楽の場』発展指針(SOLIMA)」が再
	認識され、推進していくことが確認された。
2014年	文化省や上院においても、SOLIMA が効果を上げていることが報告される。
2018年	GTLIMAが、「現在の音楽ワーキンググループ(GTMA)」となる(~現在)。
2020年	「国立音楽センター (CNM)」が始動する。

また、地域圏の活動に「現在の音楽」部門が溶け込むために、同部門が有する芸術、文化、技術、社会、経済、環境の面から職人的アプローチなどの「価値のつながり」について分析し、構造化する

必要性を前提として,関連する分野とつなげていくことが規定されている。これらは,地域の資源と 専門的な領域が連携することで,地域振興や課題解決に通じる試みと考えられる。

5. 「現在の音楽」領域の現状

音楽政策の動向として、最新の文化省による発表資料 を見る。「現在(今日)の音楽」領域は、この 10 年強く成長している。会場の数は 2007 年に比べ 80%増加、課税対象となる演目数は、39,600公演/2007 年→73,000公演/2017 年(+84%)となっている。下表は、「現在(今日)の音楽」に関する公演数、入場者数、ジャンルごとの収入割合、そしてフランスオペラ劇場協会会員劇場における入場者数である。上演数、入場者数、収入は、10 年で増加しているが、ジャンルごとの上演数、入場者数、収入の割合が、2007 年は歌謡がどれも多かったのに対して、2017 年では公演数はジャズと拮抗し、入場者数と興行収入はポップ、ロックに抜かれている。

表2 ヴァリエテ及び現在(今日)の音楽の上演数(公演)

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
合計	39640	40317	40496	44860	50868	55608	58376	62366	64716	70269	73056
有料公演	34331	34094	34963	38813	43693	48415	51083	55436	58216	63339	65420
無料公演	5309	6223	5533	6047	7175	7193	7293	6930	6500	6930	7636

表3 ヴァリエテ及び現在(今日)の音楽の入場者数(千人)

※2009年より、キャバレー (ナイトクラブ) 及びレビューも課税対象となった。

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
有料公演入場者数	16965	16029	19415	20441	21713	21401	23267	25256	25308	26675	28691
無料公演入場者数	15503	14593	17894	18804	19980	19752	21397	23216	23187	24368	26399
免税発券入場者数	1462	1435	1522	1638	1733	1648	1870	2040	2121	2307	2292

表4 ジャンル毎の上演数、入場者数、収入の割合(%)

※網掛けは筆者作成。

	2007年			2017年			
	公演数	入場者数	興行収入	公演数	入場者数	興行収入	
歌謡	38	48	57	24	26	32	
ジャズ、即興音楽	17	9	6	24	9	6	
世界の音楽	12	7	4	10	7	4	
電子音楽	4	3	2	11	14	10	
ポップ、ロックなど	23	27	28	22	29	36	
ラップ、ヒップホップ、レゲエ	6	6	4	8	14	11	

表5 フランスオペラ劇場協会会員劇場における入場者数

		2016年	2017年
オイ	ペラ	885758	996724
	有料	830142	924650
	免税発券	55616	72074
コンサ	ナート	474741	494010
	有料	427513	438378
	免税発券	47228	55632
オペラ関	関連作品	22	22

6. 注目すべき施策—国立音楽センター (Centre national de la musique, CNV) の創設—

本研究では、2020年1月に発足した国立音楽センターについて報告する。本センターは、国立歌謡曲、ポピュラー音楽、ジャズセンター(CNV)を基盤として引き継ぎ、そこに現在の音楽に関係する主要業界組織を統合したものである。統合されたのは、輸出事務所(Bureau Export)、レーベル活動及びフランス独立ディスククラブ(CALIF)、現在の音楽に関する情報資料センター(IRMA)、音楽創造基金(FCM)の4つのアソシアシオンである。以下、ル・モンド誌を中心として、当該センターが始動するまでの経緯を述べる。

2011 年 9 月 30 日,文化大臣フレデリック・ミッテランから委託を受けていた報告書「デジタル時代の音楽創造と多様性」(参考文献参照)が提出され、業界全体を網羅する公法人として録音及びライブの総合的支援を行う国立音楽センターの創設が提案された。音楽配信のグローバル化などで、フランスの企業ばかりが課税対象となり、不均衡が生じていることが指摘され、業界全体がまとまる必要性が示されている。その後、11 月 18 日にサルコジ大統領が当該センターの設立を承認した。新センターは、統合する組織の予算から 5000 万ユーロ(現在のレートで約 62 億 7500 万円)を調達する予定である。更に予算案では音楽産業へ 9500 万ユーロの助成拡大を目指しており、2010 年に割り当てられた 8000 万ユーロよりかなり多額である。

そして、フレデリック・ミッテラン文化大臣は、2012年に開催された音楽出版・ディスク国際見本市の開会式において、年内に 1500 万ユーロの追加予算で商工業的公法人として始動することを発表した。

ところが、政権交代後の文化大臣オーレリー・フェリペッティが、2012 年 9 月 4 日のインタビューにおいて、財政が厳しいなか、「私たちは、既存の5000万ユーロに加えさらに予算が必要となる新しい公共組織は本当に必要ではありません」(参考文献)と述べ、新センター構想を白紙に戻すと発表した。

その後、2017 年 10 月に文化大臣フランソワーズ・ニッセンに対し、「音楽を結集する一国立センターのために一」と題する報告書が提出され、芸術音楽も含め音楽領域を網羅する包括的な公共施設(組織)とする案が再浮上した。理事会或いは専門家集団による運営で、デジタル社会、国際化といった背景から、音楽政策を統合する必要性が唱えられた。設置場所は、芸術音楽関係の組織が集まるラ・ヴィレット公園が計画された。そして 2018 年 11 月には首相あてに報告書「国立音楽センターの任務」が予示され、2019 年初、政府は「国立音楽センター」の設置を発表した。11 月には、パリ・オペラ座の副ディレクターであったジャンフィリップ・ティエリーが長となる人事が発表され、同時に 93 人の雇用と 5500 万ユーロの予算が予定された。なお、この人事に対しては、それまで主導してきたカトリーヌ・ルジェリではなかったため、女性の登用が阻まれているとの批判もある。

以上が、国立音楽センター創設までの経緯である。現在は、covid-19への対応が中心であるが、創

設が初めて検討された 2011 年からグローバルなデジタル時代に対応する音楽政策の在り方が提案され、また各時期の文化大臣の意向が反映されてきたことが分かる。

【資料1】国立音楽センターの設置に関係する期間の歴代文化大臣(内閣交代による数日の空白期間も通算している)

2010年11月14日~2012年5月10日:フレデリック・ミッテラン

2012年5月16日~2014年8月25日:オレリー・フィリペティ

2014年8月26日~2016年2月11日:フルール・ペルラン

2016年2月11日~2017年5月10日:オードレ・アズレ

2017年5月17日~2018年10月16日: フランソワーズ・ニセン

2018年10月16日~2020年7月6日: フランク・リースター

2020年7月6日~:ロゼリーヌ・バシュロン

むすびに

以上、フランスの「現在の音楽」に関する政策を見てきたが、国立音楽センターの創設により、関係する組織が統合され、当該領域に対する政策は、成熟段階にあると言えよう。一時は、教養音楽の領域を含めた包括的な組織も検討されたが、両者は目指す所が異なるため、同組織における運営は難しいものと考えられる。音楽領域は、現代社会の課題とも密接に結びついており、多様な音楽の支援は、政府からのメッセージと捉えることができる。また、政策に対して活発な議論が行われていることは、国民が関心を持っている証左であり、文化政策を意識化させる土壌になっている。

また、フランスにおいても、P.ブルデューが指摘してきたように、社会的条件(学歴、職業、所得、 出自)による格差と愛好する芸術ジャンルの相関関係があると言われる。但し、いわゆる芸術を優位 に位置づける見方ではなく、福祉政策的な観点から日本でも文化行政の役割として、参考にできるの ではないだろうか。現在、日本でも covid-19 への対応という全く別の観点からライブボックスも助成 対象になったのは、音楽政策の視野を広げられる可能性として期待される。

参考文献

朝日新聞 2021 年1月6日 (水)「ライブハウス不要不急か?消えた歓声」

天野敏昭「フランスにおける社会的排除と文化政策-社会的包摂における芸術・文化の意義-」『大原社会問題研究所雑誌』(638), 45-66 頁, 2011 年

今谷和徳、井上さつき『フランス音楽史』春秋社、2010年

陣野俊文『フランス暴動-移民法とラップフランセー』河出書房新社,2006年

藤井慎太郎「芸術,文化,民主主義-文化的平等とフランスの舞台芸術政策-」『演劇研究センター紀要(早稲田大学 21世紀 COE プログラム「演劇の総合的研究と演劇学の確立」)』(8),271-286 頁,2007年

フュマロリ・マルク (天野恒雄訳)『文化国家』みすず書房, 1993年

的場康子「アウトリーチ活動の意義・課題についての一考察—現代における芸術文化の社会的役割—」『ライフデザインレポート』(147), 26-35 頁, 2003 年

吉本光宏「アウトリーチ整理学 市民・地域との新たな回路づくりから芸術を中核とした社会サービスへ」『地域創造: 町づくりアートを応援します』 (14), 20-23 頁, 2003 年

BRANDL, Emmanuel. "L'ambivalence du rock : entre subversion et subvention, une enquête sur

l'institutionnalisation des musiques populaires", L'Harmattan, 2009.

BOIS, Pascal. et CARIOU, Emile. "Mission de prefiguration du Centre National de la Musique

Rapport au Premier Ministre" 2018. (報告書「国立音楽センターの任務」)

FAURE, Yannick. (rapporteur) "Rassembler la Musique, pour un centre national, Mission confiée à Roch-Olivier Maistre" 2017 (音楽を結集する – 国立センターのために –)

FEDELIMA & RIF, "L'Emploi permanent dans les lieux de musique actuelles" 2018.

GOURDIN, Jean-Baptiste. (rapporteur) "Création musicales et diversité a l'ère numérique, rapport au Ministère de la culture et de la communication", 2011. (デジタル時代の音楽創造と多様性)

LANDOWSKY, Marcel. "Batailles pour la musique" Seuil, 1979.

 $MINISTERE\ DE\ LA\ CULTURE,\ Spectacles\ musicaux,\ "Chiffle\ clés,\ statistiques\ de\ la\ culture\ 2020",\ pp. 18-26.$

LE MONDE 誌より下記の記事;

- 2011 年 10 月 3 日"Vers un Centre national de la musique. Un rapport décrit dix ans de dégâts pour le secteur et préconise une mutualisation des moyens"
- · 2011 年 10 月 22 日"Le Centre national de musique, sujet star.Sa création est au coeur des débats du Marché des musiques actuelles"
- · 2011 年 11 月 22 日"Le Centre national de la musique n'enchante pas les fournisseurs d'accès"
- 2012年1月28日"Un accord-cadre pour le futur Centre national de la musique"
- 2012 年 9 月 10 日"Aurélie Filippetti : "La culture est le disque dur de la politique""
- ・2017 年 10 月 10 目 "Une « maison » pour la musique ?"
- · 2019年1月28日"Le Centre national de la musique, un projet de moins en moins cher"
- ・2019 年 11 月 25 目 "Jean-Philippe Thiellay va diriger le Centre national de la musique
- \cdot 2020 年 11 月 3 日"Jean-Philippe Thiellay, président du Centre national de la musique, veut éviter les faillites"

SCHNEIDER, Michel. "La comédie de la culture" Seuil,1993.

VEITL, Anne. et DUCHEMIN, Noémi. "Maurice Fleuret : une politique démocratique de la musique", La documentation française, 2003.

VICHERAT, Mathias. "pour une analyse textuelle de RAP français" L'Harmattan, 2007.